

7-7-2-2 違法伐採禁止規則仮訳

オーストラリアの2012年違法伐採禁止規則 (Illegal Logging Prohibition Regulation 2012) の仮訳を示す。原文は、オーストラリア政府のウェブサイト²⁵⁵よりダウンロードできる。

第1部 序

1 規則の名称

本規則は「2012年違法伐採禁止規則」という。

3 定義

本規則において、

「法」とは、2012年違法伐採禁止法をいう。

「国別ガイドライン」とは、別表2第2部に定めるガイドラインをいう。

注： 第12条(1)(a)を参照。

「州別ガイドライン」とは、別表2第3部に定めるガイドラインをいう。

注： 第21条(1)(a)を参照。

「木材合法性枠組」とは、別表2第1部に定める枠組をいう。

注： 第11条(1)(a)及び第20条(1)(a)を参照。

第2部 輸入

第1章 違法に伐採された木材の輸入

5 規制木材製品

第9条(3)項にいう木材製品を、別表1に定める。

6 除外される規制木材製品

(1) 法第12条(d)及び13条(d)との関連で、以下の各物または物の一部を除外と定める。

(a) 規制木材製品であって、全面的にリサイクル材料から製造されたもの。

(b) 規制木材製品の一部がリサイクル材料から製造されたものであるときは、同製品中、リサイクル材料から製造された部分。

(c) 委託販売品の一部として輸入された規制木材製品。ただし委託販売品中の規制木材製品の合計価格が、輸入時において1000豪ドルを超えないことを条件とする。

(2) 本条において、規制木材製品中の木材であって以下の条件を充たすものはリサイクル材料である。

(a) 同材料がかつて別の製品またはその一部であって、かつ、

(b) 同材料が同別製品から取り外された時点で、同製品がもはや当初意図した目的に使用されず、かつ廃棄物とみなされ、かつ、

(c) 同材料が同規制木材製品の原料として使用されているとき。

²⁵⁵ <https://www.legislation.gov.au/Details/F2018C00368>

(3) ただし規制木材製品中の材料が製造工程の副産物であるときは、同材料はリサイクル材料とはいえない。

例： パーティクルボードまたは中密度ファイバーボードの製造に使用された挽き木材から出たおがくずまたは切れ端。

6A 一部除外される規制木材製品——デューデリジェンス要件は不要

(1) 本条は、部分的にリサイクル材料から製造された規制木材製品に関連して適用される。

(2) 第2・3章に定めるデューデリジェンス要件は、規制木材製品のうち第6条により除外される部分には適用されない。

7 関税申告書

法第13条(c)にいう、規制木材製品の輸入にあたってデューデリジェンス要件を遵守したかどうかに関する関税管轄大臣への申告書式とは、1901年関税法に従って提出する輸入申告書に含まれる、上記の趣旨の申告書をいう。

第2章 規制木材製品の輸入にあたってのデューデリジェンス要件

8 第2章の目的

本章では、法第14条(1)にいう、規制木材製品の輸入にあたってのデューデリジェンス要件を定める。

9 輸入者が設けるべきデューデリジェンスシステム

(1) 輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならない。

(2) (1)項にいうデューデリジェンスシステムは、以下の各条件を充たしていなければならない。

(a) 書面であること。

(b) 輸入者がそのプロセスを踏むことで、規制木材製品の輸入に適用される本章記載のデューデリジェンス要件を充たしうるようなプロセスを定めること。

(c) 以下の各情報を含むこと。

(i) 輸入者の名称、所在地住所、郵便物宛先住所、電話番号及びeメールアドレス。

(ii) 輸入者が個人でない場合は、同システムの維持責任者に関する情報。同人の氏名、役職、及び電話番号・eメールアドレスその他の連絡先情報を含む。

(iii) 輸入者が実施する事業との関連で規制木材製品を輸入する場合は、輸入者が従事する主たる事業活動及び輸入者のABN（オーストラリア事業番号）またはACN（オーストラリア企業番号）。

(e) システムに関する書面の記録を含めること。

民事罰規定

(3) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

10 デューデリジェンス要件——情報収集

- (1) 輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って同製品に関して、同人が合理的に取得可能な限り多くの(2)項記載の情報を取得しなければならない。
- (2) 上記の情報とは以下の各情報をいう。
 - (a) 同規制木材製品の説明。以下の各情報を含む。
 - (i) 製品の種類及び商標。
 - (ii) 製品中の木材の供給源となった樹木の通称、属名または学名。
 - (b) 製品中の木材が収穫された国、国内の地域及び森林伐採林区。
 - (c) 製品が製造された国。
 - (d) 製品のサプライヤーの名称、住所、商号及び（あれば）事業・企業登録番号。
 - (e) 製品の出荷量。体積、重量またはユニット数で表す。
 - (f) 製品購入との関連でサプライヤーから提供された、または提供される予定の文書。
 - (g) 製品中の木材または同木材の伐採地域に対して木材合法性枠組が適用される場合は、同木材の収穫者その他同木材関連の担当者に対して発行されたライセンスまたは認証書の写しであって、同枠組の基準または要件を遵守している証拠となるもの。
 - (h) 製品中の木材または同木材の伐採地域に対して国別ガイドラインが適用される場合は、同ガイドラインが輸入者に取得を義務づけている、同製品に関する情報または証拠（例：認証書、ライセンスその他の文書）。
 - (i) 製品が違法に伐採されたものでないという証拠。これには以下の各事項に関する証拠を含むが、ただしそれに限定されない。
 - (i) 木材が収穫された場所において、製品中の木材の供給源となった樹木種の収穫が禁止されているか否か。
 - (ii) その場所での木材収穫が法律（規則を含む）により授權されている場合は、同木材収穫につき、法定要件を充たしているか否か。
 - (iii) 木材収穫権と引き換えに支払が必要な場合は、支払がなされたか否か。
 - (iv) 同木材の収穫場所との関連で法律上の使用・土地保有権を有する者がいる場合は、同木材収穫が、それらの権利を確立または保護する法律と矛盾していないか否か。

民事罰規定

- (3) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

11 デューデリジェンス要件——木材合法性枠組に違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

- (1) 本条は以下の場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。
 - (a) 製品中の木材、または同木材の伐採地域に、別表2第1部に定める木材合法性枠組が適用される場合であって、かつ、
 - (b) 輸入者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。
- (2) 輸入者は、製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。

- (a) 枠組を使用して取得した情報や証拠が正確で信頼できるか否かを評価する。
- (b) 枠組を使用し、かつ第 10 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクの有無を特定・評価する。
- (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかどうかを示唆する可能性のある情報を検討する。
- (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

12 デューデリジェンス要件——国別ガイドラインに違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

- (1) 本条は以下の場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。
 - (a) 製品中の木材、または同木材の伐採地域に、別表 2 第 2 部に定める国別ガイドラインが適用される場合であって、かつ、
 - (b) 輸入者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。
- (2) 輸入者は、製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 10 条(1)項に従って取得した情報を、同ガイドラインを用いて評価する。
 - (b) 同ガイドラインを使用し、かつ第 10 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクの有無を（2A 項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかどうかを示唆する可能性のある情報を検討する。
 - (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。
- (2A) (2)項(b)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

13 デューデリジェンス要件——リスクの特定・評価（第 11・12 条に代わる手順）

- (1) 本条は以下のいずれかの場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。

- (a) 輸入者が第 11 条(2)項若しくは 12 条(2)項記載の手順を利用することを選択しなかったとき、または
- (b) 輸入者が、
 - (i) 第 11 条(2)項若しくは 12 条(2)項記載の手順を利用することを選択し、かつ、
 - (ii) それらの手順を利用しても、規制木材製品が、違法に伐採された木材であるもしくは、違法に伐採された木材を含むリスクが存在しない、または低いことを特定できない場合とき。
- (2) 輸入者は、製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 以下の各方法を用いて、規制木材製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクを（2A 項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (i) 第 10 条(1)項に従って収集した情報を評価する。
 - (ii) (3)項記載の諸要素を検討する。
 - (b) 本条に従って実施した評価・リスク特定プロセスの書面記録を作成する。
- (2A) (2)項(a)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。
- (3) (2)(a)(ii)にいう諸要素とは、以下の各事項をいう。
 - (a) 以下の各事項の普及
 - (i) 製品中の木材の伐採地域における違法伐採行為全般
 - (ii) 製品中の木材の供給源となった樹木種の生育地域における違法伐採行為
 - (iii) 同地域における武力紛争
 - (b) 製品の複雑さ
 - (c) 輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかどうかを示唆する可能性のある情報

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

14 デューデリジェンス要件——リスクの低減

- (1) 本条は以下の場合に、規制木材製品の輸入との関連で輸入者に適用される。
 - (a) 同製品との関連で第 13 条が適用される場合であって、かつ、
 - (b) 輸入者が、同製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクを特定し、かつ、
 - (c) そのリスクが低くないとき。
- (2) 輸入者は、規制木材製品の輸入に先立って、以下の各事項を実施しなければならない
 - (a) 特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する。
 - (b) 本条に従って実施したリスク低減プロセスの書面記録を作成する。
- (3) リスク低減プロセスには、以下の各段階を含めることができる。

- (a) 製品についてさらなる情報を取得すること。同製品に関連した認証または独立評価も含む。
- (b) 製品が違法に伐採された木材であるか、かかる木材から製造されたか、またはかかる木材を含むかするリスクを再評価すること。第 11 条(2)項、12 条(2)項または 13 条(2)項記載の手順の利用も含む。
- (c) 製品を輸入しない。

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

15 デューデリジェンス要件——長官への情報提供

長官が情報を要請できること

- (1) 長官は、以下の各事項に関する情報を輸入者に要請することができる。
 - (a) 規制木材製品の輸入時において施行中の、輸入者のデューデリジェンスシステム。
 - (b) 同規制木材製品の輸入と関連して、輸入者が自己のデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているか否か。
- (2) 要請は、以下の各条件を充たしていなければならない。
 - (a) 書面であること。
 - (b) 要請日から 28 日以上先の遵守日を記載すること。

輸入者が情報要請に従うべきこと

- (3) 輸入者は、要請された情報を、要請書記載の日までに書面で長官に提供しなければならない。

民事罰規定

- (4) (3)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

16 デューデリジェンス要件——記録

- (1) 輸入者は、下表記載の各記録を、記録ごとに定める期間にわたって保存しなければならない。

デューデリジェンスに関する記録			
項目	記録の種類	該当する規定	記録保存期間
1	各規制木材製品の輸入時において施行中の、輸入者のデューデリジェンスシステムに関する書面記録	第 9 条(2)(e)	製品を輸入した日から 5 年間
2	規制木材製品について輸入者が収集した情報	第 10 条	製品を輸入した日から 5 年間

デューデリジェンスに関する記録			
項目	記録の種類	該当する規定	記録保存期間
3	規制木材製品に関して、木材合法性枠組または国別ガイドラインに違反するリスクの特定の記録	第 11 条(2)(d)または 12 条(2)(d)	製品を輸入した日から 5 年間
4	規制木材製品との関連で輸入者が実施した評価・リスク特定プロセスの記録	第 13 条(2)(b)	製品を輸入した日から 5 年間
5	規制木材製品との関連で輸入者が実施したリスク低減プロセスの記録	第 14 条(2)(b)	製品を輸入した日から 5 年間

民事罰規定

(2) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

第 3 部 加工

第 1 章 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件

17 第 1 章の目的

本章では、法 第 18 条(1)項にいう、原木を原木以外の物に加工するにあたってのデューデリジェンス要件を定める。

18 加工者が設けるべきデューデリジェンスシステム

(1) 加工者は、原木の加工に先立って、デューデリジェンスシステムを設けなければならない。

(2) (1)項にいうデューデリジェンスシステムは、以下の各条件を充たしていなければならない。

- (a) 書面であること。
- (b) 加工者がそのプロセスを踏むことで、原木の加工に適用される本章記載のデューデリジェンス要件を充たしうるようなプロセスを定めること。
- (c) 以下の各情報を含むこと。
 - (i) 加工者の名称、所在地住所、郵便物宛先住所、電話番号及び e メールアドレス。
 - (ii) 加工者が個人でない場合は、同システムの維持責任者に関する情報。同人の氏名、役職、及び電話番号・e メールアドレスその他の連絡先情報を含む。
 - (iii) 加工者が実施する事業との関連で原木を加工する場合は、加工者が従事する主たる事業活動及び加工者の ABN または ACN。
- (e) システムに関する書面の記録を含めること。

民事罰規定

(3) (1)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

19 デューデリジェンス要件——情報収集

(1) 加工者は、原木の加工に先立って同原木に関して、同人が合理的に取得可能な限り多くの(2)項記載の情報を取得しなければならない。

(2) 上記の情報とは以下の各情報をいう。

(a) 同原木の説明。以下の各情報を含む。

(i) 原木の供給源となった樹木の通称、属名または学名。

(ii) 原木を収穫した地域。州または領土、及び森林収穫単位を含む。

(b) 原木のサプライヤーの名称、住所、商号及び（あれば）事業・企業登録番号。

(c) 加工される原木量。体積、重量またはユニット数で表す。

(d) 原木購入との関連でサプライヤーから提供された、または提供される予定の文書。

(e) 原木または同原木の伐採地域に対して木材合法性枠組が適用される場合は、同原木の収穫者その他同原木関連の担当者に対して発行されたライセンスまたは認証書の写しであって、同枠組の基準または要件を遵守している証拠となるもの。

(f) 原木または同原木の伐採地域に対して州別ガイドラインが適用される場合は、同ガイドラインが加工者に取得を義務づけている、同原木に関する情報または証拠（例：認証書、ライセンスその他の文書）。

(g) 原木が違法に伐採されたものでないという証拠。これには以下の各事項に関する証拠を含むが、ただしそれに限定されない。

(i) 原木が収穫された場所において、原木の供給源となった樹木種の収穫が禁止されているか否か。

(ii) その場所での原木収穫が法律（規則を含む）により授權されている場合は、同原木収穫につき、法定要件を充たしているか否か。

(iii) 原木収穫権と引き換えに支払が必要な場合は、支払がなされたか否か。

(iv) 同原木の収穫場所との関連で法律上の使用・土地保有権を有する者がいる場合は、同原木収穫が、それらの権利を確立または保護する法律と矛盾していないか否か。

民事罰規定

(3) (1)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

20 デューデリジェンス要件——木材合法性枠組に違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

(1) 本条は以下の場合に、原木の加工との関連で加工者に適用される。

(a) 原木、または同原木の伐採地域に、別表 2 第 1 部に定める木材合法性枠組が適用される場合であって、かつ、

(b) 加工者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。

- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
- (a) 枠組を使用して取得した情報や証拠が正確で信頼できるか否かを評価する。
 - (b) 枠組を使用し、かつ第 19 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、原木が違法に伐採されたリスクの有無を特定・評価する。
 - (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、加工者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、原木が違法に伐採されたか否かを示唆する可能性のある情報を検討する。
 - (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

21 デューデリジェンス要件——州別ガイドラインに違反するリスクの特定・評価（オプションのプロセス）

- (1) 本条は以下の場合に、原木の加工との関連で加工者に適用される。
- (a) 原木、または同原木の伐採地域に、別表 2 第 3 部に定める州別ガイドラインが適用される場合であって、かつ、
 - (b) 加工者が(2)項記載の手順を利用することを選択したとき。
- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
- (a) 第 19 条(1)項に従って取得した情報を、同ガイドラインを用いて評価する。
 - (b) ガイドラインを使用し、かつ第 19 条(1)項に従って収集した情報を検討することによって、原木が違法に伐採されたリスクの有無を（2A 項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (c) (b)記載のリスクを特定・評価するにあたっては、加工者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、原木が違法に伐採されたか否かを示唆する可能性のある情報を検討する。
 - (d) 本条に従って実施した特定・評価の書面記録を作成する。

- (2A) (2)項(b)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。

民事罰規定

- (3) (2)項に違反した加工者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

22 デューデリジェンス要件——リスクの特定・評価（第 20・21 条に代わる手順）

- (1) 本条は以下のいずれかの場合に、原木の加工との関連で加工者に適用される。
- (a) 加工者が第 20 条(2)項若しくは 21 条(2)項記載の手順の利用を選択しなかったとき、または
 - (b) 加工者が、
 - (i) 第 20 条(2)項若しくは 21 条(2)記載の手順を利用することを選択し、かつ、

- (ii) それらの手順を利用しても、原木が違法に伐採されたものである〔リスクが存在しないかまたはリスクが低い旨を特定できない?〕とき。
- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 以下の各方法を用いて、原木が違法に伐採されたリスクを（2A 項に定める基準に照らして）特定・評価する。
 - (i) 第 19 条(1)項に従って収集した情報を評価する。
 - (ii) (3)項記載の諸要素を検討する。
 - (b) 本条に従って実施した評価・リスク特定プロセスの書面記録を作成する。
- (2A) (2)項(a)記載のリスクの特定・評価ならびにその特定・評価の結果は、合理的なものでなければならない。
- (3) (2)(a)(ii)にいう諸要素とは、以下の各事項をいう。
 - (a) 原木の伐採地域における違法伐採行為全般の普及
 - (b) 原木の供給源となった樹木種の生育地域における違法伐採行為の普及
 - (c) 輸入者が知り、または合理的に知りうるはずのその他の情報であって、原木が違法に伐採されたか否かを示唆する可能性のある情報

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

23 デューデリジェンス要件——リスクの低減

- (1) 本条は以下の場合に、原木の加工との関連で、加工者に適用される。
 - (a) 原木との関連で第 22 条が適用される場合であって、かつ、
 - (b) 加工者が、原木が違法に伐採されたリスクを特定し、かつ、
 - (c) そのリスクが低くないとき。
- (2) 加工者は、原木の加工に先立って、以下の各事項を実施しなければならない。
 - (a) 特定されたリスクに見合った十分なリスク低減プロセスを実施する。
 - (b) 本条に従って実施したリスク低減プロセスの書面記録を作成する。
- (3) リスク低減プロセスには、以下の各段階を含めることができる。
 - (a) 原木についてさらなる情報を取得すること。同原木に関連した認証または独立評価も含む。
 - (b) 原木が違法に伐採されたリスクを再評価すること。第 20 条(2)項、21 条(2)項または 22 条(2)項記載の手順の利用も含む。
 - (c) 原木を加工しない。

民事罰規定

- (4) (2)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

24 デューデリジェンス要件——長官への情報提供

長官が情報を要請できること

- (1) 長官は、以下の各事項に関する情報を加工者に要請することができる。

- (a) 原木の加工時において施行中の、加工者のデューデリジェンスシステム。
- (b) 同原木の加工と関連して、加工者が自己のデューデリジェンスシステムの諸要件を遵守しているか否か。
- (2) 要請は、以下の各条件を充たしていなければならない。
 - (a) 書面であること。
 - (b) 要請日から 28 日以上先の遵守日を記載すること。

加工者が情報要請に従うべきこと

- (3) 加工者は、要請された情報を、要請書記載の日までに書面で長官に提供しなければならない。

民事罰規定

- (4) (3)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

25 デューデリジェンス要件——記録

- (1) 加工者は、下表記載の各記録を、項目ごとに定める期間にわたって保存しなければならない。

デューデリジェンスに関する記録			
項目	記録の種類	該当する規定	記録の保存期間
1	各原木の加工時において施行中の、加工者のデューデリジェンスシステムに関する書面記録	第 18 条(2)(e)	原木が加工された日から 5 年間
2	原木について加工者が収集した情報	第 19 条	原木が加工された日から 5 年間
3	原木に関して、木材合法性枠組または州別ガイドラインに違反するリスクの特定の記録	第 20 条(2)(d)または 21 条(2)(d)	原木が加工された日から 5 年間
4	原木との関連で加工者が実施した評価・リスク特定プロセスの記録	第 22 条(2)(b)	原木が加工された日から 5 年間
5	原木との関連で加工者が実施したリスク低減プロセスの記録	第 23 条(2)(b)	原木が加工された日から 5 年間

民事罰規定

- (2) (1)項に違反した輸入者には民事罰を科す。

民事罰： 100 罰金単位。

第 5 部 適用と経過規定

27 規制木材製品関連の改正の適用

別表1第2・3項施行時以後に行われた、物の輸入に関しては、これらの項により改正された「2017年違法伐採禁止改正（調和的なシステム変更その他の対策）規則」が適用される。

別表1—規制木材製品

1 規制木材製品

- (1) 以下の木材製品が規定されている。:
- (a) 表の第1列の項目の番号が4桁の数字の場合、1995年関税法別表第3のその見出しの下に記載されているすべての木材製品；
- (b) 表の第1列の項目の番号が4桁の数字よりも長い場合は、1995年関税法別表第3のその見出しまたは小見出しの下に記載されている木材製品。
- (2) 木材製品への言及は、木材製品が1995年の関税率法で持つ意味をしめしている。

規制木材製品		
	第1列	第2列
項目	見出し・小見出し	説明
1	4403	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）
2	4407	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
3	4408	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
4	4409.10.00	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） － 針葉樹のもの
4A	4409.22.00	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、か

規制木材製品		
	第1列	第2列
項目	見出し・小見出し	説明
		んながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。 － 熱帯産木材のもの
5	4409.29.00	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、んながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。 － その他のもの
6	4410	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）
7	4411	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）
8	4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
9	4413.00.00	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。）
10	4414.00.00	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
11	4416.00.00	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）
12	4418	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）
13	4701.00.00	機械木材パルプ
14	4702.00.00	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）
15	4703	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
16	4704	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
17	4705.00.00	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ
18	4801	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）
19	4802	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙

規制木材製品		
	第 1 列	第 2 列
項目	見出し・小見出し	説明
		(ロール状又は長方形(正方形を含む。)のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第 48.01 項又は第 48.03 項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙
20	4803	トイレトペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。)
21	4804	クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.02 項又は第 48.03 項のものを除く。)
22	4805	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注 3 に規定する加工のほか更に加工をしたものを除く。)
23	4806.20.00	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － 耐脂紙
24	4806.30.00	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － トレーシングペーパー
25	4806.40.00	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙
26	4807.00.00	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。)
27	4808	コルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.03 項の紙を除く。)

規制木材製品		
	第 1 列	第 2 列
項目	見出し・小見出し	説明
28	4809	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）
29	4810	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）
30	4811	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03 項、第 48.09 項又は第 48.10 項の物品を除く。）
31	4813	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）
32	4816	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第 48.09 項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）
33	4817	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの
34	4818	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が 36 センチメートル以下のロール状に又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品
35	4819	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は

規制木材製品		
	第1列	第2列
項目	見出し・小見出し	説明
		板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの
36	4820	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー
37	4821	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）
38	4823	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品
39	9401.61.00	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品 － その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） －－ アップホルスターのもの
40	9401.69.00	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品 － その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） －－ その他のもの
41	9403.30.00	その他の家具及びその部分品 － 事務所において使用する種類の木製家具
42	9403.40.00	その他の家具及びその部分品 － 台所において使用する種類の木製家具
43	9403.50.00	その他の家具及びその部分品 － 寝室において使用する種類の木製家具
44	9403.60.00	その他の家具及びその部分品 － その他の木製家具
45	9403.90.00	その他の家具及びその部分品 － 部分品
46	9406.10.00	プレハブ建築物

規制木材製品		
	第 1 列	第 2 列
項目	見出し・小見出し	説明
－ 木製のもの		

注：項目 45、46 は木製または木材を含む製品にのみ適用される

別表 2 木材合法性枠組、国別ガイドライン及び州別ガイドライン

注： 第 3 条を参照。

第 1 部 木材合法性枠組

1 木材合法性枠組

下表記載の各枠組は、木材合法性枠組である。

木材合法性枠組	
項目	枠組
2	森林管理協議会（FSC）が管理する、以下の各事項： (a) FSC 森林管理認証基準 (b) FSC 生産・流通・加工過程基準
3	森林認証制度承認プログラム（PEFC）が管理する、以下の各事項： (a) PEFC 持続可能な森林管理認証基準 (b) PEFC 生産・流通・加工過程基準

注 2： FSC 森林管理認証基準及び FSC 生産・流通・加工過程基準に関する情報は、2014 年中は FSC ウェブサイト（<http://www.ic.fsc.org>）上で参照できる。

注 3： PEFC 持続可能な森林管理認証基準及び PEFC 生産・流通・加工過程基準は、2014 年中は PEFC ウェブサイト（<http://www.pefc.org>）上で参照できる。

第 2 部 国別ガイドライン

2 国別ガイドライン

下表記載の各ガイドラインは、国別ガイドラインである。

国別ガイドライン	
項目	ガイドライン
1	国別ガイドライン・カナダ編。2014 年 9 月 25 日、オーストラリア政府とカナダ政府が共同承認したもの。
2	国別ガイドライン・フィンランド編。2014 年 8 月 29 日、オーストラリア政府とフィンランド政府が共同承認したもの。
3	国別ガイドライン・インドネシア編。2014 年 10 月 21 日、オーストラリア政府とインドネシア政府が共同承認したもの。

国別ガイドライン	
項目	ガイドライン
4	国別ガイドライン・イタリア編。2014年10月3日、オーストラリア政府とイタリア政府が共同承認したもの。
4A	国別ガイドライン・マレーシア編。2015年2月13日、オーストラリア政府とマレーシア政府が共同承認したもの。
5	国別ガイドライン・ニュージーランド編。2014年10月7日、オーストラリア政府とニュージーランド政府が共同承認したもの。
5A	国別ガイドライン・パプアニューギニア編。2015年11月20日、オーストラリア政府とパプアニューギニア政府が共同承認したもの。
6	国別ガイドライン・ソロモン諸島編。2014年5月12日、オーストラリア政府とソロモン諸島政府が共同承認したもの。

注： 上記の国別ガイドラインは、2014年中は本省のウェブサイト
(<http://www.agriculture.gov.au>) 上で参照できる。